

令和5年度 ICT活用による「学びの改革推進」訪問実施要項

教育支援課

1 趣 旨

国のGIGAスクール構想の早期実現により、各小・中学校における1人1台端末及びネットワーク環境が整備され、それを活かした「個別最適な学び」や他者とかかわり主体的に問題を解決しようとする「協働的な学び」を実現する授業や、デジタル教科書等の活用による多様な学びの保障が求められている。

こうした現状を鑑み、授業のねらいの達成に向けたICTの利活用への指導・助言をするとともに、様々な学習支援ツールやデジタル教科書等のコンテンツの有効な活用法を示し、各学校の1人1台端末を活かした授業実践を支援する訪問を実施する。

2 対 象

- ・小学校、中学校

3 内容及び方法

- ・希望制とし、各小・中学校におけるICTの利活用の状況等に基づき、市教育委員会を通じて訪問要請をする。
- ・主事派遣の時期及び回数は、要請訪問とは別に、通年で1回までとする。
- ・訪問日程は、訪問内容によって異なるが、1時間程度から半日程度の実施を原則とする。
- ・本訪問では、校内におけるタブレット活用の研修や、ICTを活用した授業改善の取組等に指導主事が参加し、指導・助言を行う。訪問内容は、下記を参考にして、各学校のICTの利活用に係る課題やニーズを明確にしたものとする。
 - ①職員研修訪問 …授業場面を想定したタブレット活用に係る職員研修
 - ②相談訪問 …ICTを活用した授業の事前相談や授業検討会
 - ③実践訪問 …ICTを活用した授業参観及び校内研究会
- ・参加する職員の対象（全校職員、教科部、学年部、研究推進メンバー等）は、問わないものとする。

4 ICTに係る学習環境等の事前確認について

- ・ICTに係る学習環境等を事前に把握するため、(様式5)「指導主事派遣申請書」の備考欄に、児童生徒や教師が使用しているタブレットの機種、使用している授業支援ソフト、導入しているデジタル教科書等を記入する。
- ・教育事務所において、同様の学習環境が整っていない場合等については、事前に当該校の担当者に電話連絡にて打ち合わせを行う。
- ・事前相談の実施については、「令和5年度 訪問事業一覧」の「5 事前相談について」を参照する。

5 学習指導案等の提出

「3 内容及び方法」①職員研修訪問以外の場合

- ・学習指導案を提出する。(「令和5年度 提出文書一覧」(4)を参照) ※単元(題材)指導計画も添付してください。(任意様式)
- ・学力向上指導改善プランを学習指導案に添付する。